

岩泉町地球温暖化防止等実行計画
(第4版)

令和2年3月

岩 泉 町

目 次

第1章 計画の概要

1	計画策定の目的	1
2	計画の期間	1
3	計画の適用範囲（対象とする事務事業の範囲）	2
4	対象とする温室効果ガス	2

第2章 実行計画の目標

1	岩泉町地球温暖化防止等実行計画(第2版及び第3版)の進捗状況	3
2	温室効果ガスの総排出量に関する目標	4

第3章 地球温暖化防止のための具体的取組事項

1	電気の使用量の削減	5
2	A重油、液化石油ガス（LPG）、灯油の使用量の削減	6
3	軽油、ガソリンの使用量の削減	7
4	その他の取り組み	8

第4章 実行計画の推進と点検体制

1	推進体制	9
2	実行計画の進捗状況の調査及び集計	11
3	職員に対する研修等	11
4	取組状況の公表	11

第1章 計画の概要

1 計画策定の目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第21条に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下、「実行計画」という。）として策定するものです。

平成14年3月に平成14年度から平成18年度までの5年間を計画期間とした「岩泉町地球温暖化防止等実行計画」を策定しました。

平成20年1月には平成19年度から平成23年度までの5年間を計画期間とした第2版を、その後平成25年1月に平成24年度から平成28年度までの5年間を計画期間とした第3版を策定し、環境負荷の低減に取り組んできました。

これまでの取組の結果、町の事務事業によって排出される二酸化炭素排出量は、平成23年度においては平成12年度に比べて19.3%の削減となり、事業者として環境負荷の低減に配慮した取組が促進されました。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故に起因する全国的な電力の供給不足により、節電対策やエネルギー消費の抑制が求められ、省エネルギーや節電に努めるとともに、太陽光発電などの再生可能エネルギー導入に関する意識が高まり、電力使用量を抑えることができました。

これらの取組は、温室効果ガスの削減にも寄与しており、今後も継続していくことが重要であり、町が事業所として更なる環境負荷軽減を率先して実行していく必要があります。

計画の推進にあたっては、計画（Plan）、実施（Do）、点検（Check）及び改善（Action）のサイクルにより、確実な実施と継続的な改善を図っていくものとします。

第4版の策定期間は平成29年1月を予定していましたが、平成28年8月に発生した台風第10号の被災により、岩泉町は甚大な被害を受けることとなりました。

これにより「岩泉町地球温暖化防止等実行計画」の見直しを休止しておりましたが、発災から3年が経つことから、第4版を策定することとします。

2 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとします。

3 計画の適用範囲（対象とする事務事業の範囲）

実行計画の対象施設は、本庁舎及び分庁舎、上下水道課庁舎、保健センター、町民会館（併設町立図書館を含む）、各支所（併設センターを含む）、龍泉洞事務所とします。

また、段階的に順次関連する事務事業を対象としていくよう取り組むこととし、上下水道事業、公立学校等（学校舎、共同調理場等）の事業についても計画の対象として、今後検討していくこととします。

なお、指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務事業は対象外ですが、可能な限り受託者に対して、実行計画の趣旨に沿った取り組みを実践するように要請することとします。

4 対象とする温室効果ガス

実行計画で削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた削減対象となる6種類のガスのうち、二酸化炭素を対象とします。

第2章 実行計画の目標

1 岩泉町地球温暖化防止等実行計画（第2版から第3版）の進捗状況

(1) 平成12年度を基準とする計画第3版の適用範囲における平成23年度及び平成28年度の電気、ガス、暖房用燃料及び庁用車燃料の消費に伴う二酸化炭素排出量は、下表のとおりです。

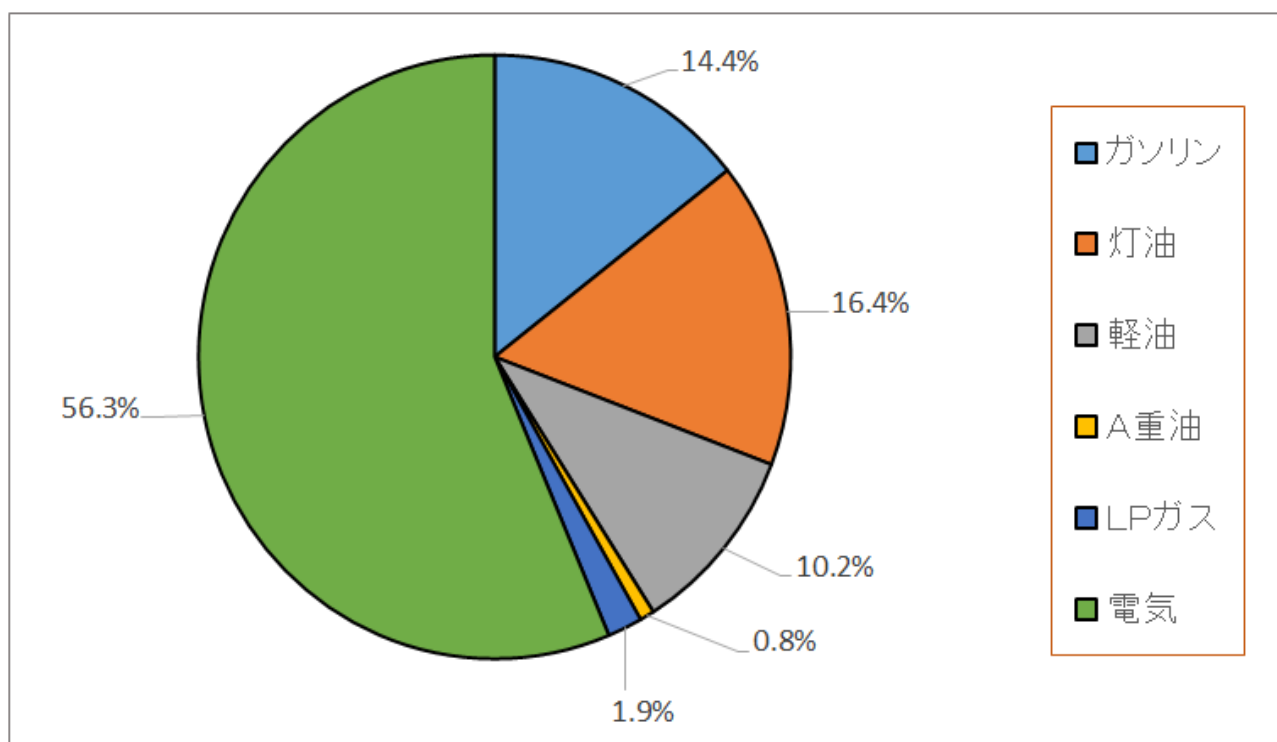
表1 岩泉町地球温暖化防止等実行計画の進捗状況

町の事務事業から排出される二酸化炭素量

(単位：kg-CO₂)

区分	平成12年度 (基準年)	平成23年度	増減率	平成28年度	増減率
ガソリン	88,781	96,019	8.2%	111,044	25.1%
灯油	195,121	138,682	△28.9%	126,575	△35.1%
軽油	140,295	234,261	67.0%	78,695	△43.9%
A重油	41,457	2,168	△94.8%	5,961	△85.6%
液化石油ガス (LPG)	7,498	6,099	△18.7%	14,357	91.5%
電気	381,662	212,894	△44.2%	434,908	14.0%
計	854,814	690,123	△19.3%	771,540	△9.7%

表2 平成28年度使用分の燃料・電気使用分原因別排出割合（グラフ）



(2) 計画第3版の平成28年度における目標値及び実数値は、下表のとおりとなりました。軽油の目標達成率は190%を超えました。

要因として、軽油使用車両からガソリン使用車両へと変わったこと、また、重機車両の冬季間の除雪稼働日数が減少したことなどが考えられます。

その他の排出量については、電気を使用する機器を用いた業務が増えたことや、台風第10号に被災したことにより使用量が増えたこと、災害対応により炊き出しや時間外勤務等が増えたことが要因と考えられます。

合計では、平成28年度は目標値よりも約12%二酸化炭素排出量が増加したことになります。

表2 計画第3版の平成28年度の目標値と実際排出された量 (単位：kg-CO₂)

区 分	目標値	実数値	目標達成率
ガソリン	91,218	111,044	△17.9%
灯油	138,682	126,575	9.6%
軽油	228,404	78,695	190.2%
A重油	2,146	5,961	△64.0%
液化石油ガス (LPG)	6,099	14,357	△57.5%
電気	212,894	434,908	△51.0%
計	679,443	771,540	△11.9%

2 温室効果ガスの総排出量に関する目標

前計画期間の平成24年度から平成28年度までの5年間の取組の結果、二酸化炭素排出削減率は表1の増減率△9.7%となり、実行計画(第3版)で設定した目標(20.5%削減)を達成することができませんでした。

要因といたしまして、平成23年度は東日本大震災により福島県の原発が稼働停止により節電を一層心がけていたことにより排出二酸化炭素量の数値が減少していたこと、また、平成28年台風第10号により岩泉町は大規模な被害を受け、復旧・復興に向けて多くの職員が活動したことにより、ガソリンや電気の使用量が増え、排出された二酸化炭素量が増加となったことが考えられます。

今後の目標として、温室効果ガス(二酸化炭素)総排出量を、令和6年度までに、基準年とする平成12年度比で17%削減することを目標とします。

表3 二酸化炭素排出量の削減目標（平成12年度比）

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
電気及び燃料使用量の削減による二酸化炭素排出量の削減	13%	14%	15%	16%	17%

表4 エネルギー別削減目標（平成12年度比） （単位：kg-CO₂）

区分	12年度	28年度	R6年度	目標	参考
ガソリン	88,781	111,044	94,387	6.3%	平成28年度比較で△15.0%
灯油	195,121	126,575	107,589	△44.9%	平成28年度比較で△15.0%
軽油	140,295	78,695	78,695	△43.9%	平成28年度削減率を維持する
A重油	41,457	5,961	5,961	△85.6%	平成28年度削減率を維持する
LPG	7,498	14,357	10,050	34.0%	平成28年度比較で△30.0%
電気	381,662	434,908	413,163	8.2%	平成28年度比較で△5.0%
計	854,814	771,540	709,845	△17%	

※ 平成12年度及び28年度は実数値

第3章 地球温暖化防止のための具体的取組事項

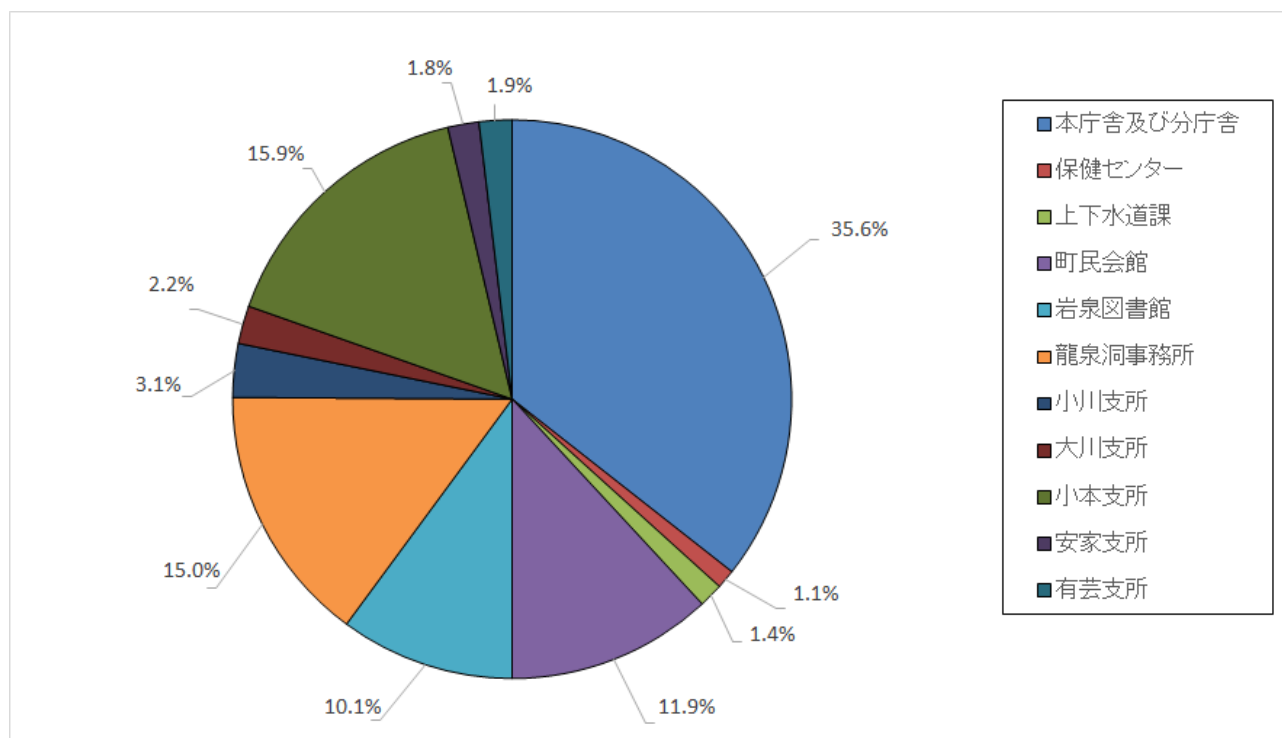
1 電気の使用量の削減

(1) 現状と課題

平成28年度の電気の使用量は782,208kWhであり、これに伴い、二酸化炭素は434,908kg-CO₂排出されています。エネルギー起源の二酸化炭素のうち、電気の使用によるものは56.3%を占めています。

施設別に見ると、本庁舎及び分庁舎が35.6%と高い割合となっており、次いで小本支所が15.9%、龍泉洞事務所が15.0%となっています。

前計画における取組事項である省エネルギー対策を引き続き継続することの他、省エネルギー型OA機器等の導入及び省エネルギー型の施設として計画していく必要があります。



(2) 具体的取組

ア 不要な照明の消灯を徹底する。

- ①効果的・計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図り照明の点灯時間の削減に努める。
- ②昼休みの消灯、残業時の不要な照明の消灯を徹底する。
- ③トイレや会議室等の照明は原則として使用時以外は消灯する。
- ④退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。

- イ O A機器の電源はこまめに消す。
 - ①昼休み時は、パソコン、プリンター等をスリープ状態にする。
 - ②席を立つ時は、パソコンモニターの電源を落とす。
 - ③O A機器は省エネモード等に設定する。

- ウ 施設、設備の改善による削減
 - ①太陽光発電等の再生可能エネルギーを導入する。
 - ②建物の高断熱化・省エネ化を促進する。
 - ③省エネルギー型照明機器、O A機器の導入をする。

- エ その他
 - ①湯沸しポットは原則として使用禁止とし、電力のかからない保温ポットを使用する。
 - ②残業時、使用していない電気機器の電源を消す。
 - ③使用していない電気機器のコンセントは抜いておく（冬期以外の暖房機器など）。
 - ④冷暖房器具の温度を適切に調節する（室内温度を夏は28度、冬は20度に設定）。
 - ⑤クールビズ・ウォームビズに取り組む。
 - ⑥天気予報等を確認し、冷暖房が不要な場合はつけない。
 - ⑦O A機器、冷暖房器具類は運転開始時に電力を使うことから、つけたり消したりを繰り返さず省エネモードにするなどする。

2 A重油、液化石油ガス（LPG）、灯油の使用量の削減

（1）現状と課題

A重油、液化石油ガス（LPG）、灯油でエネルギー起源の二酸化炭素排出量の19.1%を占めています。

ア A重油

平成28年度のA重油の使用量は2,200リットルであり、これに伴い、二酸化炭素は5,961kg-CO₂排出されています。エネルギー起源の二酸化炭素のうち、A重油の使用によるものは0.8%を占めています。

イ 液化石油ガス（LPG）

平成28年度の液化石油ガス（LPG）使用量は2,193m³であり、これに伴い、

二酸化炭素は 14,357kg-CO₂ 排出されています。エネルギー起源の二酸化炭素のうち、液化石油ガス（LPG）の使用によるものは 1.9%を占めています。

ウ 灯油

平成 28 年度の灯油使用量は 50,844 リットルであり、これに伴い、二酸化炭素は 126,575 kg-CO₂ 排出されています。エネルギー起源の二酸化炭素のうち、灯油の使用によるものは 16.4%を占めています。

(2) 具体的取組

ア 施設、設備の改善による削減

- ①省エネルギーに配慮した空調設備、給湯設備の改善。
- ②湯沸かし中はタイマーなどを利用し、沸騰したらすぐに止める。

イ 業務の改善による削減

- ①機器の点検による効率的なエネルギー使用。
- ②ボイラー等エネルギー供給設備の適切なエネルギー使用。
- ③時間外勤務時間における冷暖房器具の適切な使用。

ウ その他

- ①暖房の温度を適切に調節する（室内温度 20 度に設定）。
- ②暖房吹出口、吸込口周辺を整理整頓する。
- ③ウォームビズに取り組む。

3 軽油、ガソリンの使用量の削減

(1) 現状と課題

ア 軽油

平成 28 年度の軽油使用量は 30,443 リットルであり、これに伴う二酸化炭素排出量は 78,695kg-CO₂ で、エネルギー起源の二酸化炭素排出量の 10.2%を占めています。

イ ガソリン

平成 28 年度のガソリン使用量は 47,829 リットルであり、これに伴う二酸化炭素排出量は 111,044kg-CO₂ で、エネルギー起源の二酸化炭素排出量の 14.4%を占めています。

(2) 具体的取組

- ①クリーンエネルギー車等の計画的な導入。
- ②停車時のアイドリングストップの徹底（駐車時はエンジンストップ）。
- ③経済速度での走行等エコドライブの推進。
- ④車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努める。
- ⑤町外用務先が同市町内の場合は乗り合わせに努める。
- ⑥庁舎から近い距離は積極的に共用の自転車を活用する。

4 その他の取り組み

(1) 物品購入等

- ①事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入する。
- ②環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品を購入する。

(2) ごみの減量、リサイクル

- ①物品の再利用や修理による長期利用に努め、ごみの減量化を図る。
- ②廃棄物の分別排出の徹底に努める。
- ③不要となった事務用品（備品）は他課で必要としていないか確認する。

(3) 用紙類

- ①両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努める。
- ②リサイクル用紙の購入に努める。
- ③庁舎内、各課内で回覧するものはガルーンの掲示板やぴーちゃんねつとを活用し、用紙の削減に努める。

(4) 水道

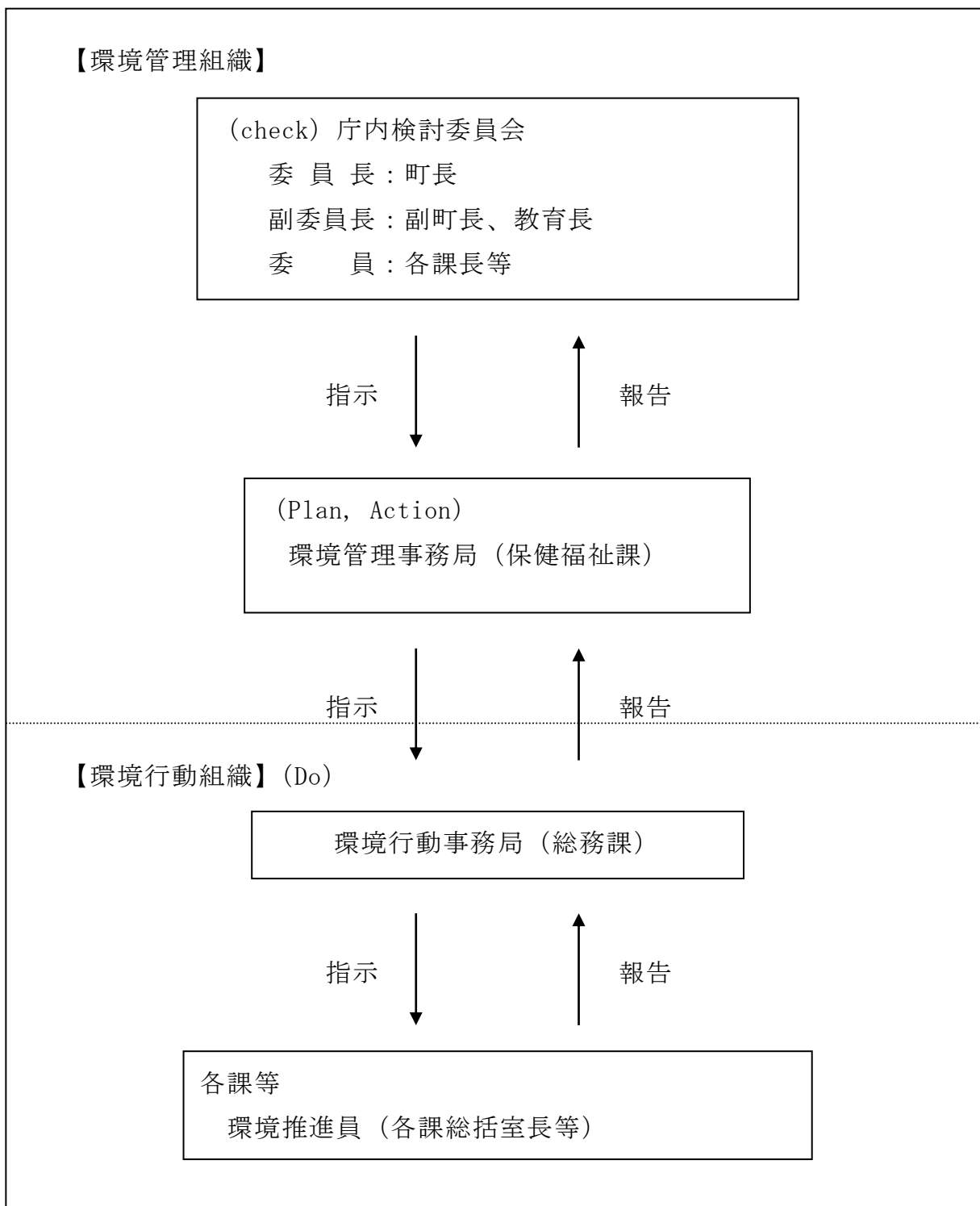
- ①日常的に節水を心がける。

第4章 実行計画の推進と点検体制

1 推進体制

本計画は全職員が実践することであり、推進のためには庁内推進体制が重要です。本計画の推進体制は、以下のとおりとします。

(1) 体系図



(2) 役割分担

① 庁内検討委員会

ア 庁内検討委員長（町長）

計画及び推進方策の決定等を行う。

イ 庁内検討副委員長（副町長、教育長）

庁内検討委員長を補佐し、庁内検討委員長に事故等がある場合職務を代行する。

ウ 庁内検討委員（各課長等）

計画の推進方策等の協議を行うこととし、以下の構成とする。

No	所 属	構 成
1	総務課及び選挙管理委員会、危機管理課	総務課長
2	政策推進課	課 長
3	税務出納課	課 長
4	町民課	課 長
5	保健福祉課及び保健センター	課 長
6	農林水産課及び農業委員会事務局	課 長
7	経済観光交流課	課 長
8	龍泉洞事務所	所 長
9	地域整備課及び復興課	課 長
10	上下水道課	課 長
11	議会事務局及び監査委員	局 長
12	教育委員会事務局及び岩泉町民会館	教育次長
13	町立図書館	館 長
14	小川支所	支 所 長
15	大川支所	支 所 長
16	小本支所	支 所 長
17	安家支所	支 所 長
18	有芸支所	支 所 長

② 環境管理事務局（保健福祉課）

計画の策定及び見直し、庁内検討委員会の庶務を行う。

③ 環境行動事務局（総務課）

庁舎内の環境活動に関する指示、環境管理事務局（保健福祉課）への報告を行う。

④ 環境推進員（各課総括室長等）

環境行動事務局（総務課）からの指示を受け、職員の環境に配慮した取組についての啓発を行う。

また、取組状況の把握及び日常的点検の管理、環境行動事務局（総務課）への報告を行う。

2 実行計画の進捗状況の調査及び集計

環境管理事務局（保健福祉課）は、温室効果ガスの総排出量等の解析した結果を庁内検討委員会に報告する。

なお、庁内検討委員会は事務局が報告する際にその内容の点検を行い、見直しを要する場合は環境管理事務局（保健福祉課）に指示を行う。

3 職員に対する研修等

（1）環境保全に関する研修及び情報提供の積極的实施

環境保全や地球環境問題に関するシンポジウム及び研修会などへ、積極的な職員参加を図り、職員の環境に対する意識及び知識の高揚を図る。

また、事業所として実施する職員研修に環境の内容を盛り込み、情報提供に努める。

（2）環境保全活動への職員の積極的な参加の奨励

環境NPOなどの活動や環境保全のためのボランティア活動などへの積極的な参加が推進されるよう職場での環境づくりを進める。

4 取組状況の公表

計画の進捗状況及び点検結果等については、ホームページ等により、毎年公表を行う。